

○地方行政委員会

内閣提出法律案（一件）

12	番号	件名	院議先	提出 月日	参議院	衆議院	備考	
		地方自治法の一部を改正する法律案	衆	三、九三	付託 三、九三 (子)	可決 三、三、八 可決 三、三、九	付託 三、九三 可決 三、二、八 可決 三、二、八	

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第一二二号）

要旨

本法律案は、公務の効率的な運営を図りつつ週休二日制を実施するため、毎月の第二土曜日又は第四土曜日を条例で定めるところにより地方公共団体の休日とする制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地方公共団体の休日は、条例で、次に掲げる日について定めるものとする。
 - (一) 日曜日及び条例で定める土曜日
 - (二) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- (三) 年末又は年始における日で条例で定めるもの
- 二、地方公共団体の行政庁に対する申請、届け出等の期限が地方公共団体の休日に当たるときは、その翌日をもってその期限とみなす。ただし、法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 三、地方公共団体が一(一)の土曜日を定める場合には、当分の間、毎月の第二土曜日又は第四土曜日を定めなければならない。
- 四、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、一の条例が制定施行されるまでの間は、地方公共団体の休日は、この法律の施行の際現に休日とされて

いる日によるものとする経過措置が講じられている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国の行政機関と並んで地方公共団体についても、公務の円滑な運営を図りつつ週休二日制を推進するため、土曜閉庁方式を導入しようとするものであり、日曜日、国民の祝日等と合わせて、毎月の第二土曜日または第四土曜日を条例で定めるところにより地方公共団体の休日とする制度を設けること、また、地方公共団体の行政庁に対する申請、届け出等の期限の特例について必要な措置を講ずることとするほか、本改正規定による地方公共団体の休日に関する条例が制定施行されるまでの間について所要の経過措置を定めること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方公共団体の土曜閉庁の進め方、実施時期、行政サービス水準を下げない方策等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方公共団体の土曜閉庁の積極的な推進を図るための措置等に関し五項目の附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。